

## 第10回中野区子ども・子育て会議（第6期）議事録

### 【日時】

2025年11月6日（木） 18時30分～20時30分

### 【場所】

区役所7階 701・702会議室

### 【出席者】

(1) 出席委員 12名

寺田会長、和泉副会長、阿部委員、関委員、穂苅委員、中野委員、松田委員、佐藤委員、宮内委員、小田委員、大隅委員、中尾委員

(2) 事務局 17名

子ども家庭支援担当部長

子ども教育部部課長 8名

地域支えあい推進部課長 3名

健康福祉部課長 1名

子ども・教育政策課子ども政策調整係 4名

### 【会議次第】

1 開会

2 議題

(1) 子どもの権利委員会での取組について（内田会長より）

(2) 給付型奨学金事業の実施内容（案）について

(3) 若者施策の今後の展開について

(4) 区立保育園の建替整備等について

(5) ひがしなかの幼稚園の建替整備について

(6) かみさき幼稚園整備基本構想（案）について

(7) 学習支援事業の対象学年拡大について

(8) 沼袋地域における暫定的な乳幼児親子居場所事業について【口頭報告】

3 その他

4 閉会

【配付資料】

- 資料1 中野区子ども総合計画令和6年度事業実績子どもの権利の視点による評価・検証  
結果について
- 資料2 給付型奨学金事業の実施内容（案）について
- 資料3 若者施策の今後の展開について
- 資料4 区立保育園の建替整備等について
- 資料5 ひがしなかの幼稚園の建替整備について
- 資料6-1 かみさぎ幼稚園整備基本構想（案）について
- 資料6-2 別添\_かみさぎ幼稚園整備基本構想（案）
- 資料7 学習支援事業の対象学年拡大について

【参考資料1】 子どもの権利の日フォーラム（内田先生投影資料）

【参考資料2】 第6期中野区子ども・子育て会議スケジュール（令和7年度）

【参考資料3】 委員名簿（第6期）

午後6時30分開会

**事務局（子ども政策調整係）**

皆様、改めまして、こんばんは。

会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は萩原委員と松田委員及び三次委員より欠席のご連絡を承っておりまして、12名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の過半数が出席されておりますので、会議は有効に成立しております。

なお、本日は、中野区子どもの権利委員会会長の内田先生にお越しいただいております。この後、議題1にて、内田先生よりご講義をいただこうと思っております。

《新しいWEB会議システムについて事務局より説明》

《会議の発言ルールについて事務局より説明》

**寺田会長**

これより、第6期第10回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は8件となっております。

それでは議題1「子どもの権利委員会での取組について」、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（子ども政策担当課長）**

《内田先生のご紹介》

**内田先生**

《資料1・参考資料1について説明》

**寺田会長**

内田先生、ありがとうございました。ただいまの議題について、ご質問や感想などござりますか。せっかくですから、内田先生いらっしゃるところで、ぜひ積極的にご質問、感想、ご意見、いかがでしょう。では、中尾委員、お願ひします。

**中尾委員**

お話ありがとうございました。中尾です。

感想みたいになってしまふのですけれども、今のお話を伺っていて、子どもの権利委員会の委員の方々が、一人ひとりがすごく主体的に活動されていらっしゃるのだなというのがすごく印象的でした。委員の方が練り歩いて子どもから意見を聞いたりだと、このフォーラムでも恐らく委員の方がいろいろされている様子がうかがえたので、そういったと

ところで、私も子どもの権利についてはそんなに詳しくないのですけれども、この子ども・子育て会議の委員としても何かふだんから主体的に区内でできるようなことがあれば、やっていきたいなと思いました。

そのくらいになってしまいますが、感想です。任期は少ないのですけれども、主体的にいろいろできることをやっていきたいなと思いました。ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございました。ほかにご意見やご感想いかがでしょうか。佐藤委員、お願ひします。

**佐藤委員**

当日参加させていただいた立場からの感想で申し訳ないのですが、初めて知ったのは、子ども相談室につながるアプリが小学生のタブレットに入ったと、その場で初めて知りました。今までは、中学生向けにはS T A N D B Yというアプリが入っていて、結構相談があるのだよということは中学校のほうからも聞いていましたけれども、タブレットに入つたことで子ども相談室への相談が物すごく増えたと。その資料を本当はペーパーで欲しかったなと思っているのですが。その相談内容の50%以上がいじめとモニターで拝見いたしましたけれども、やっぱりいじめなのだと。これからも少し何か対策をしていかなければとも思いました。

あと子ども相談室について、子どもたちも含めてまだやっぱり周知されていない。特に親は全くといって知らない状態というのも、今後改善しなければいけないだろうなと思いました。

先ほどもおっしゃっていましたけれども、ポストイットに居場所以外のこともたくさん書かれていましたよね。全部読ませていただきましたけど。次の日の日曜日に居場所づくりという講演会があって、それとの関連で子どもたちからもうちょっと具体的に、幾つか挙げていただきましたけれども、具体的にもう少し聞きたかったなというふうに思いました。ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございました。具体的に、佐藤さん参加なさって、感想や意見を言っていたいただきました。ありがとうございました。ほかにいかがですか。では、和泉委員、お願ひします。

## 和泉委員

和泉です。私、昨日、川崎市の子どもの権利委員会の委員として参加してきたところなのですけれども、委員の構成も含めて、また議題も含めて、川崎市はもともと子どもの権利条例を全国に先駆けて設定した自治体でございますので、条例自体も今からするとちょっと古いのかなという感じもあるのですが、24年前に制定したということで、委員も第9期になるかなという感じで、3年任期の9期目というような形の委員会でした。

やはりどうしても中野と川崎を比べてしまうのですけれども、やはり地域性といいますか、抱えている問題が様々違うのだなというのを、委員の構成も含めて、また課題も含めて認識しているところで、内田先生はほかの委員も務められているということですので、中野の委員を務めてみて、ほかの地域との違いというものを何かお感じになっていることがあったら教えていただけますか。

## 寺田会長

では、内田先生、お願いいいたします。

## 内田先生

私も川崎市の子どもの権利委員会は、4から6期務めていました。その後の権利委員会についてもいろいろ漏れ聞くところです。

今現在、中野区の権利委員会、2期目に入っているのですけれども、特徴は、やっぱり委員の方々の主体性というところで、委員の方々が非常に活動的である。行政の方のご感想なのですけれども、よく会議体が盛り上がっていると、話合いが非常に盛り上がっている。それぞれの方々が非常に問題意識を持っていらして、子どもの権利ということの大しさ、その権利の視点から何かできるかということを、それぞれが自分ごととしてやっていらっしゃるというのは非常に特徴なのではないかと思います。それがあるからこそ、丁寧な子どもヒアリングができるのだと思っておりました。

第1期はまだなかなか、今第2期目になってはいますが、委員会活動全体としてはまだルーティン化できていないのです。このルーティン化の中にこういうヒアリングを位置づけていきたい、またこういう子ども・子育て会議とのやり取りも位置づけていきたいと思っているところなのですが、そういう非常に評価・検証というところを子どもの権利の視点からやるということに特化した組織ですので、ぜひそこを生かすためにも、その委員の方々が存分に中野区内の子どもの権利の様々な課題をキャッチして、また子どもにアウト

リーチで聞いて、それを反映していくところを担っていく、それが十分できるような委員の方々であるというところが大きな特徴ではないかなと思います。

**和泉委員**

ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございます。ほかにいかがですか。では、関先生、お願いいいたします。

**関委員**

ありがとうございました。子どもの権利を大人が知ってほしいと思うのは至極当然なことで、それは本当に必要なことだと思うのですけれども、そういう大人が子どもの権利を知る、当然のこととして知るということへの、何か取組とかは考えていらっしゃるでしょうか。

**寺田会長**

内田先生、お願いいいたします。

**内田先生**

大人に子どもの権利を伝えるために、私、非常に多く研修をやっておりまして、いろいろなところから招かれて、子どもの権利についての学習会で講師をしたりということをやってきてはいるのですけれども、北区の子どもの権利委員会が非常に特徴的なのは、委員の半分以上が子どもだということなのですけれども、あの委員会で子どもたちが子どもの権利を伝えていくために出した意見として、子どもが伝えるという話をしていました。大人が伝えるよりも子どもが子どもに伝える、あるいは子どもが大人に伝えるという意見を言われまして、なるほどなど、それは伝わるのかもしれない。

私も引き続きやっていきますけれども、子ども自身が自分たちにある権利を大人とどう考えていきたいのかということを、子どもと大人の対話という形で話をしていくことができたら、これは本当に、実際にそうは言ってもやっぱり安全を守らなければいけないとか、そうは言ってもあなたの成長のためにはこれが必要なのだとか、大人の側のいろいろな理屈であったり理由、そういうことも伝えながら、でも子どもとしてはこういうことを大事にしてほしいと思っていてということを取り上げると、これは本当に子どもの権利というところが実質的に単なる知識ではなくて日常生活に落とし込む形で定着していくのではないのかなと、それはちょっとそんなふうに思わされたアイデアでしたので、それを使わせていただくことでお答えにしようかなと思います。

## 関委員

ありがとうございます。子どもの権利は人間の権利ですよね、恐らく。そういうことが平場で分かり合えるような何かが始まると、ずっといじめが問題になる、いじめがテーマになる、子どもたちの一番出る言葉になるという、これが全然変わっていないというのは本当につまらないことだなと思って、何か人間としての権利、市民とよく言いますけれども、それがどうやったら大人に伝わるのかなと本当に思ったりするところなので、ぜひ活動を頑張っていただいて、私たちにも広めていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

## 寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見はござりますか。よろしいですか。

それでは、たくさんご意見も頂戴しました。私たち、子ども・子育て会議にとっても有益なご示唆をたくさん頂戴したのではないかと思います。

本当に内田先生、ありがとうございました。

## 内田先生

ありがとうございました。

## 寺田会長

それでは、議題1の子どもの権利委員会での取組に関しては、以上で終了といたします。

内田先生はここで退室いたします。改めて、本日はありがとうございました。皆さん、拍手で。

いろいろな情報をいただくというのはすごくありがたいことですから、またぜひ子ども・子育て会議もこの子どもの権利委員会といろいろ仲よくさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

## 内田先生

### 《退出》

## 寺田会長

それでは、次に議題2、「給付型奨学金事業の実施内容（案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

## 事務局（子ども政策担当課長）

### 《資料2について説明》

## 寺田会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議題についてご意見、ご質問などござりますか。

阿部委員、お願ひします。

## 阿部委員

この要件のところで、成績要件をつける理由を伺いたいなと思います。なぜかというと、私たちが、大人が、この子は将来税金を稼ぐような、お金を出してくれるような立派な大人になるのではないかだとか、国のためになるのではないかとか、そういう形で成績要件をつけることがすごく多いのですけれども、それは大人が考える支援であって、子どもの学ぶ権利から言えば、どんな成績の子だって学べるべきかなと思うのですね。

もう既に大学の入試という、その成績による大きなハードルがあるわけなのですよ。でも、それをくぐって入学できたといったときに、そのときに、例えば高校のときにすごくアルバイト等をしている子ですとかは、成績も悪くなったりしてしまうのですけれども、それでも大学へ行きたいという気持ちがあるのであれば、それで入試して受けて受かったのであれば、その子はやっぱり行けるべきではないかなと私は思うのですね。

なので、子どもの学ぶ権利という観点からすれば、いわゆるいい子だけに支援をするのではなくて、全ての子どもが対象であるべきではないかなと。所得要件があるのは親が負担すべきところがあるというのは分かるのですが、その子どもの資質をこちらが見極めて、それでこの子は支援すべき、この子は支援しなくてもいいという線引きをすることについて、私はちょっと納得できないところがあるかなと思います。国の制度があるのも承知の上で。

## 寺田会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

## 事務局（子ども政策担当課長）

こちらは、学業成績の部分につきましては、そもそも今回のこちらの奨学金事業については、子ども・若者、その経済的な部分を含めて様々な事象等々で大学等々進学を諦めることがないように、区としてもそこを支援するというまず気持ちの下で制度を構築していくものと考えているところです。

その構築に当たっては、最大限その事情等々に配慮しながら、国の制度等々も踏まえた上で、その部分を国の事業として差額の生じている部分を埋めていくという考え方を前提にこちらも整えているところが一つあります。

ただ、学修の計画であったりとか自身のその学修に対する意欲や目的であったりとか、そういったところも、当然その中では見ていくというところも検討の中には含んでいるところではありますので、そういった観点で成績要件というところは一定設けた上で、ただ、他の学修計画書等々の部分を踏まえて見ていきたいなと考えているところです。

#### **阿部委員**

そこを誘導的に、ここでGPA何%以上だとか、成績5段階で3.5以上だとか、そこに書いてしまうと、それ以下の子さんはその時点でもう諦めてしまうと思うのですね。なので、国の事業でそれはあるというのは重々承知しており、でもそこが一番国の事業の中では批判されているところです。

なので、その国の事業でできないところを中野区がカバーするというのであれば、ぜひその成績要件のところを、成績が3.5以下であっても、例えば勉強したい動機みたいなものを書いてくれるのであれば、それでオーケーとするのですとか、そういうことを考えていただければいいなと思っています。

#### **事務局（子ども政策担当課長）**

この要件の場合に該当する場合に申し込むことができるよというようなところの、結局その案内の仕方であったりとか打ち出し方の工夫というところで、本当に学びたいという気持ちを持っている人が、本当は当たるはずだけれども諦めてしまうことがないようなことに可能な限り配慮していくところで、ただ一方で、その要件としても整理をしていく必要があると思いますので、きちんとそういったところを含めて周知であるとか制度設計等々していきたいと思います。

#### **寺田会長**

ほかにご意見はございますか。佐藤委員、お願いします。

#### **佐藤委員**

大変細かいことをお伺いしたいと思うのですけれども、令和8年度に申込みを開始して支給が令和9年度。ということは4月以降ですよね、支給が、令和9年の。

#### **事務局（子ども政策担当課長）**

はい、4月以降の。そうですね、4月1日に支給ということでは、恐らくなかなか難しいかなと思いますので、いずれにせよ、9年度の4月以降にはなりますね。

**佐藤委員**

その後に関しても、年度が変わってから支給、実際は支給を受けるという形になりますよね。

**事務局（子ども政策担当課長）**

進学予定の方については、その大学に入学された後というのですかね。

**佐藤委員**

後ですね。

**事務局（子ども政策担当課長）**

はい、そうなります。

**佐藤委員**

とても心配しているのは、多分、私立のほとんどは2月が入試ですかね、その合否で入学金を払わなければいけないのではないかと思うのです。国立は3月半ばぐらいだと思うのですが、結局は一時立替えをしなければいけないということですね。

**事務局（子ども政策担当課長）**

こちらは、可能な限りその支給の時期を早めにと考えているところではありますが、ただ、決定であったりとか、そういった部分に関しましては、大学が当然決まる時期が、本当に年度の終わりの時期にもなりますし、その合格等の確認があった後に決定をしていく部分であったりとかも出てきますので、支給に関しましては、その当該年度の4月以降ということですかね。令和9年度であれば9年以降の支給になります。

なので、一時的な立替払いに相当するような部分というのは、一定生じるご家庭もあると思っておりますが、暫定的に入学金等の貸付けの制度であったりとか、ほかのものもろもろの制度であったりとか、そういった部分も活用していただきながらの奨学金の制度の運用ということになるかなと考えております。

**佐藤委員**

その辺のことは説明をされる、例えば社協の何かありますかね。ないですか。

**小田委員**

貸付けは別の制度で、東京都の社協の制度とかではありますけれども。

**佐藤委員**

何らかの形で、だから工面はせざるを得ないという状況と理解すればいいですね。

**寺田会長**

ありがとうございます。小田委員、何かございますか。

**小田委員**

今、中野社協のほうでは、東京都の社会福祉協議会のほうからの事業として、チャレンジのですとか教育資金の関係の貸付けについては審査とかをしていますが、収入要件とかでおおむね決まってくる部分がございますので、それは結構入学金の支払いだったり間に合うようにとか、それはありますけれども、多分この区のほうは、いろいろな奨学金制度を利用しながら、こちらのほうも活用した形でいくという、前提としては国の制度だったり、そこら辺を軸にしながら、足りない部分というのですかね、不足する部分等についてしていきたいのだろうなと考えておりますし、私もこのペーパーを見たときに、「支給は年度を越しちゃうんだな」と、決定は来年度からに決まったとしても、支給自体は4月以降なのだなというところは本当にどうなのだろうと、資金シートではないですけれども、本来は大学が決まった段階で速やかにできると一番いいのだろうとは思うのですけど、審査期間があるので、なかなかその辺が厳しいのかなと理解はしております。

**寺田会長**

ありがとうございます。貴重なご意見いただきました。

それに対してご意見はございますか。大丈夫ですか。

ほかに、それでは何か。和泉委員、お願いします。

**和泉委員**

先ほど阿部委員から成績要件について恐らくご質問あったかなと思って、譲ってよかつたなと思うのですけれども、私自身もそういった成績要件についてはむきになる部分があるのですけど、国の制度にかなり合わせた形で制度設計をしていることがあるのですけれども、状況からあえてその違う点についての説明がなかったので、ちょっと解説も含めて皆様にお知らせしたいなと思うのですけれども、まず、年齢条件です。年齢条件が実は国の制度ではかなり厳しいです。高校卒業後2年後、2年以内です。ですので、大体のところで言うと二十歳か21歳までになっているところを29歳以下まで拡大したというのが一つ違う点、中野オリジナルの部分になっています。

なので、この部分についてもし採用するのであれば、二十歳から29歳ぐらいまでの20代の人が採用されると満額支給されるということによろしいのでしょうかね。国がない分、補足ではなくて、満額支給されるということになるのかなというのが一つ違う点でした。

あと、学業成績等に関する要件なのですけれども、国の制度をコピーしたように見えて、実はうまくない部分があります。それは何かというと、日本学生支援機構というところが実際給付奨学金の事務を取り扱っているのですけれども、このときに継続するかどうかの判定、2年生以降の判定なのですけれども、警告という処分があって、警告が2回続くと次は停止になって、懲戒処分を受けたり、退学するようなことがあると返還を求めるという内容になっています。

そういう意味では、まず継続するかしないかでどういう判定をするのかということが国の判定とずれる可能性があるというところがあって、私自身は以前の意見聴取があったときに、「留年しなければいいんじゃないの」ということも申し上げたところなのですが、国の制度の判定を待つのであれば、一般的に予約でなければ、例えば高校3年生が予約で給付奨学金になった場合には、年度が始まってすぐに支給になりますけれども、大学入学後に申し込む場合には4月に申し込んで、大体7月頭の決定になります。ですので、半期はあらかじめ払わなければいけなかったりするわけなのですから、そういうやり方をして、そこまで中野区が支給を待てば、決定を待てば、国の制度にこの中野区で言うところのA区分ですよね。国の制度と補足の形でやるという部分については、国の制度の決定を待てば、それに相乗りするような形で実施できるのではないかと。いちいち、こちらで、中野区側で学習計画書の判定をしたりとか、そういうことがなく、また国との判定がずれたりするような事態も避けられるのではないかというのが一つアイデアとしてはあります。

実際、学修計画書は何やっているのかというと、いわゆる成績基準に満たなかった、単位数少なかった、あるいは成績悪かった学生について、教員とか大学の事務方が一緒になって頑張りますというやつを書かせて、指導教員が対応してみたいな、そういう仕組みになっておりまして、ほぼそれで認められるというのが、1回乗り切れるという仕組みになっていますので、中野もそうやるのかどうなのかとか、そのあたりの実務を知らないと、国と判定がずれてしまうのではないかというところがあります。

先ほども言いましたけれども、中退とか懲戒処分を受けた場合の奨学金の返還規定がないというあたりが少し気になるところで、どういう扱いにするのかなと。もう払ったら払ったでおしまいなのか、継続しないという形でペナルティが来るだけなのか、そのあたり

がやはり違いとしてはあるかなということで、そのあたりは寄せていくご予定などはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**寺田会長**

いかがでしょうか。では、小飼課長、お願ひいたします。

**事務局（子ども政策担当課長）**

幾つかいただいたかなと思うのですけれども、まず年齢の部分に関しましては、国の制度よりも幅広くというのですかね、29歳以下としているところでございます。こちらは中野区の子ども総合計画において、若者に関する計画も含めているところでありますが、おおむねこちらで若者の年齢につきましては、おおむね13歳から30歳までと設定しているところがありまして、一方で、大学ですとか専門学校等々の修業年限が様々であるというところですとか、生活困窮などの事情によって大学に進学することができなかつた方々を支援するという趣旨を踏まえて、年齢の部分については拡大をしているところであります。

それから、中退ですとか懲戒した場合の奨学金の返還というところですが、こちらについては、現段階では、そういう場合に返還を求めるところを想定しているものではないのですが、本当に虚偽の申請ですとか、その結果支給された場合などについては、返還を求めていくところはあるかなと考えているところであります。

そのほか、国との制度を準用しながら制度をつくっているところはありますので、国に準ずるその事務処理であったりとか、そういった部分はこの検討の中で詰めていくことを想定しているところであります。

**和泉委員**

成績要件は。

**事務局（子ども政策担当課長）**

成績要件につきましては、先ほど阿部委員にもお答えさせていただいたところではあるのですけれども、一定その国の制度を前提にというところではありますが、成績段階をちょっと一定設けているところではありますが、学修計画等々による部分も要件の中に今、含め置いているところではありますので、そういったところも加味しながら、要件としては、ただ一方で、成績要件として一つ設けているところではありますので、そこを前提にしながらも、意欲であったりとか目的といったところは、要件の中で必要な部分においてはちょっと考慮できないかなと考えているところでありますので、要件としてはこの形というところを今想定しているところであります。

## 和泉委員

今、この案の下では実は国制度の劣化コピーになっていて、国は警告で済ましているものを、中野区はやめてしまうみたいなことが起こり得るのですね。なので、そのあたりは本当に国のコピーをするのだったら、日本学生支援機構の実務の対応レベルも含めたものを入れるか、あるいは先ほど提案したように、A区分についてはもう完全に判定は国にお任せして、国が継続したら中野も継続とか、国が採用したら、では中野も採用というようなやり方をしたほうが、ある意味事務コストというか、そういうものも減らせるのではないかなどと、そういう提案でした。

## 寺田会長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。大隅委員、お願いします。

## 大隅委員

大隅です。お願いします。先ほどの年齢もあったと思うのですけれども、今ここは「大学・短期大学、夜間制など」というので、大学というのがあるのですけど、これ大学院という、先ほど 29 歳というと大学院だと 22 歳、23 歳ぐらいで入るのですが、その大学院は外れてしまうのは、やはりぜいたくな勉強ですと言われるゆえなのでしょうか。

なぜかというと、やはり自立を始めた学生、4 年出て働くことにはなるのですが、大学院に行かないと国家資格がとれない、だから行かなければいけないという、例えば臨床心理士とかそういうところですけれども、それを行きたいけれども、お金がないから諦める、でも研究などをしていきたいという学生がいる場合、そこはちょっと外れてしまうのかなというのが、29 歳までだったら、そこも入れていただきたいなんて思った、まずそれが一つ。

もう一つが、家計に関する要件とあるのですが、収入というのは、親のことを言わわれているのですよね。この親の世帯のというのが、きょうだいが二人いた場合、二人ともやりたい。だけど、チャレンジのときもそうなのですけれども、社協さんのほうとか、「二人目だと変わりますから、金額も変わってくるので駄目です」と言われてしまうこともあったので、何かその収入ときょうだい何人いるとかで、いただけるか、いただけないかみたいのがちょっとあったような記憶がするのですが、何かそれはあったのかなと。でも、そういうのがあったような記憶なのですが、何か決まりというか、そのあたりもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

## 寺田会長

では、小飼課長、お願ひいたします。

**事務局（子ども政策担当課長）**

まず、二つご質問あったかと思います。一つ目の大学院についての進学が対象になるかならないかというところですが、今回の制度におきましては、経済的な部分であったりとか、高校を卒業した後に大学に経済的な理由であったり様々な理由でちょっと進学を諦めてしまったという方々について、そこを応援するという制度、支援する制度の下、設計しておりますので、大学院に関しましては、今回対象からは外しているところであります。今回この制度としては、そういう趣旨を踏まえて外しているところになります。

それから、きょうだい、保護者の方の収入を今回こちらの制度では見ていくことになりますが、きょうだいがいる場合に、一人目、二人目で、いるがゆえに見る収入の基準が変わってしまうという設計を現在想定しているものではありません。あくまでその大学に入る方がいる段階での保護者の方の収入であったり、そういう要件を見ていくことになると今現時点では想定しています。

**寺田会長**

よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ござりますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議題3「若者施策の今後の展開について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（子ども・若者相談課長）**

**《資料3について説明》**

**寺田会長**

ありがとうございました。ただいまの議題についてご意見、ご質問などござりますか。

それでは、佐藤委員からお願いします。

**佐藤委員**

この場に出ていたり出身母体の町会という立場から幾つか伺いたいのと、意見を申し上げたいなと思います。

まず最初に、現状と課題のところで、最近1年間で参加した活動を問う設問で、20代、30代の約4割が関わっていない、関わるつもりがないと回答しているというのは、よく理解できますが、関わりたいと思っているのかとかという設問はあるのですか、まず。機会があれば関わってみたいという問い合わせがあったのかなと。関わるつもりがないと言われてしまうと、なかなかそれ以上進まないかもしれません、関わっていないけれども、機

会があれば関わってみたいという方がある程度いると、地域団体としてはとてもうれしいなど。

どこの町会もほとんどそうだと思うのですけれども、例えば秋の祭りで、みこしが上がるの？ とか、餅つきのときに餅つく人いるの？ とか、現状としてはそんな状況だと思うのですね。だから、少しでも地域に住んでいる方、特に中野区は進学とか就職で、ほかのところから来て住んでいらっしゃるという方が多分多いと思うのです。なかなか、地縁がないと地域の行事に参加しようと思ってもできないです。

私自身も、小学校1年の途中から大阪へ行ってしまって、高校までずっとといなくて、それこそ19歳から39歳までという対象にされていますけれども、その時期にほとんど地域の活動には参加していなかったので、そこで参加できるかといったら、やっぱり子どもがキーだったので、今ここにいるような形になってしまいましたけれども。

だから、何かのきっかけがあると参加してもいいなと思っている人が少しでもいてくれるといいなと思っているのですが、この若者会議に関しては、傍聴とか発表会に行ってないので何とも言えないのですけれども、せっかくだから、例えば疲弊している町会の支援をしてみたいなど、あるいは地域活動に対しての提言を実際に各町会に出してくださいとか、何かそういうことがあれば、そこからつながりも得られるのではないかなどというふうに思いますので、ぜひ、来年度以降考えていただければと思います。

それから、一番最後の子ども・若者支援地域協議会というのは、あまり理解できていないのですけれども、もうちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。

### 寺田会長

それでは、久島課長、お願いいいたします。

### 事務局（子ども・若者相談課長）

先ほど冒頭に一つ目の地域との関わりについて、逆に関わったことがあるというようなところなのですけれども、その4割ぐらいが関わっていない、関わるつもりがないと答えている一方で、残りの60%ぐらいの方々の回答の中では、関わりを持っているというふうな形になっています。友人等の個人的な集まりだと、町会・自治会というところも選択肢としてありました。あと、SNSを利用した交流だと、スポーツ活動だと、そういったところで関わりを持っている方が、逆に6割はいらっしゃるということが出ています。

回答になっていますか。

### 佐藤委員

お答えいただいてありがとうございます。その6割の方が、もともとこの地域に住んでいた方なのか、あるいはほかから来られて、だけれども自分から積極的に参加されたのか。特にその4割の方を大切にしなければいけないのでないかなと思うのです。その中から何人でも参加してみたいなって、参加したよって言ってくれる人が増えればいいのではないかなと思っているので、今後また検討されるのですよね、人数を把握するということで。

だから、そういうところの、出身地あるいはどういう設問になるか分からぬすけれども、よそから中野区へ来て、だけれども参加したのか、あるいは参加していないのかとかというような分析も具体的にできるとアプローチしやすいのではないかというふうに思います。

#### **事務局（子ども・若者相談課長）**

ありがとうございます。実際、来年度実施したいと考えている若者実態調査の中では、やはり冒頭、佐藤委員からもお話をあったとおり、中野区の若者の転出・転入が激しい状況にあります。なので、居住年数だとか、そういったところを聞くとともに、ほかの地域との関わりというところの設問のところ、クロスで掛け合わせた形でクロス集計だとか、そういう分析ができるように、調査項目は検討して、おっしゃられていたような分析ができるような形で検討はしていきたいなと考えています。

子ども・若者支援地域協議会についてもう少し。

こちらの最後、⑤でご紹介した、子ども・若者支援地域協議会ですけれども、令和5年の9月1日に設置をしてございます。社会生活を円滑に営む上で、先ほどもご説明しましたが、子ども・若者に対して、子ども・若者に関係する機関が、支援を適切に組み合わせることで、円滑な支援をやっていく形で進めるための協議会になってございます。

一応、協議会の会議については、代表者会議と実務者会議と、あとは個人の子ども・若者に対するケース会議というのも、会議体としては三層構造で開催しております、三層構造で会議体を設置しているものになります。そういう協議会になってございます。

#### **寺田会長**

よろしいでしょうか。

#### **佐藤委員**

もう一言だけいいですか。地域で、この委員に関しての説明とか、受けた記憶がないのですけれども、されているのですか。

#### **事務局（子ども・若者相談課長）**

昨年度のこの協議会の活動実績として、実務者会議の中で民生・児童委員さんだったり、保護士会だったり、こういった地域の方々の会議においてご説明はさせていただいてございます。

あと、年1回、春先に代表者会議というのも開催してございまして、そこにも地域の関係機関の代表者の方に来ていただいて、情報共有だとかさせていただいているところになっています。

**佐藤委員**

ありがとうございます。

**寺田会長**

よろしいでしょうか。

それでは、小飼課長でよろしいですか。お願ひします。

**事務局（子ども政策担当課長）**

若者会議のことで1点、ご発言いただいたかと思います。こちらの会議、若者会議という事業は、あくまで若者がそれぞれの地域であったりとか関心を持っていることについてチャレンジしたいというところについて、若者自身の発意の下に、そちらを会議として、チャレンジしようと進めていく事業であります、そういった若者の声の中に、例えば町会に関連する部分であったり、そういった活動が様々チャレンジしたいというようなところに含まれてくるような場合には、当然そういった部分を前提に、この会議の中で取り組んでいくというようなところにはなってくるかと思います。

なので、前提として、その若者自身の発意だったりとか、そういった部分を大切にしている事業であるというところを補足だけさせていただければと思います。

**寺田会長**

ありがとうございます。久島課長、よろしいですか。

**事務局（子ども・若者相談課長）**

はい、大丈夫です。

**寺田会長**

それでは、続いて、小田委員、お願ひいたします。

**小田委員**

教えてください。2ページ目の(2)の②の若者相談の拡充のところで、その説明の2行目、下2行ですね、現行の相談方法が平日、日中の電話及び面談に限られているので、これを

拡充するということなのですけれども、この拡充の内容等について、教えていただければと思います。

**事務局（子ども・若者相談課長）**

相談方法については、やっぱり直接電話だと直接会ってというのがなかなか難しい方もいらっしゃる。あと若者については、平日日中は学校に行ってたり、会社に行ってたりというところもございますので、区のほうでもメールだと、あと区のほうでL o G o フォームなんかもありますので、そういうものを活用して、一旦、夜間だと休日でも若者の相談したいという、その機会を受け止める。そういう形で拡充できたらなというふうなところで検討しているところです。

**小田委員**

実は、いわゆる中学校を卒業した後の若者の相談の部分で、スクールソーシャルワーカーさんなんかは、実際アウトリーチしている形で、例えば引きこもり傾向のある子、つまりなかなかコールセンターまで来られない、まごころドーナツまで来られないような方に対するアプローチについて、中学校卒業後、つまり高校年代であったりとかの方に対する若者相談とか若者支援について、地域ですごくニーズが高いなというふうに思っておりまして、社協のほうでも、そのスクールソーシャルワーカーさんで、中学校卒業後がこの子、すごく心配なのだけれども、そこを受け止めてくれる若者相談が、行かないと聞いてもらえないしというところで、非常に不安があるというお話がございまして、もし来年度、若者相談を拡充ということであれば、今、課長にご説明していただいたようなL o G o フォームですか、メールももちろんのですけれども、相談員の相談体制も充実していくだけると、いわゆる中学校から後のつなぎですとかの支援という部分では、すごく望まれているのかなと思いまして、ご質問させていただきました。

**寺田会長**

ありがとうございました。久島課長、よろしいですか。

**事務局（子ども・若者相談課長）**

今お話の中にあったスクールソーシャルワーカーさんとの連携というところで言うと、子ども・若者支援センターのほうに一緒に入ってございまして、年度末にはスクールソーシャルワーカーさんのほうで各地区、各学校で、気になるお子様の状況で、一旦、この若者相談をご案内したとか、そういうところの情報はいただいて、もし電話がかかってきたりしたときはすぐに対応できるように、そんな連携もとっているところであります。

あと、卒業を迎える中3生向けに、若者相談とフリースペースのパンフレットを配布するなど、そういった取組もしているところあります。すみません、話があちこちにいつてしまって。

相談手法の拡充というところでは、多分アウトリーチして相談に乗るというところだと思うのですね。そういったところもきめ細やかな対応というところは、そういったニーズがあるということで一旦受け止めて、またそのあたりも整理して取り組んでいけたらなと思います。ありがとうございました。

**小田委員**

ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございます。

それでは、まだ議題3でございますので、本日議題8までございますので、どうしても、ちょっと気持ちがせいてきたところがございます。

それでは、次に議題4、「区立保育園の建替整備等について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

《資料4について説明》

**寺田会長**

ありがとうございます。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題5、「ひがしなかの幼稚園の建替整備について」、また議題6、「かみさぎ幼稚園整備基本構想（案）について」、どちらも幼稚園関係の報告であることから、事務局から一括してご説明をお願いいたします。

**事務局（幼児施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

《資料5及び資料6-1、6-2について一括して説明》

**寺田会長**

ありがとうございます。ただいまの議題5及び6について、ご意見、ご質問などございますか。佐藤委員、お願いします。

**佐藤委員**

私が役職を担っている地域の幼稚園なので、ひがしなかの幼稚園のことについて要望を申し上げたいと思います。

まだまだ、これから、基本設計までいっていないので、何とも言えないとは思うのですけれども、かみさぎを一応年頭に置いて、同じような感じで今後進むのだろうなと思っていて、広さもひがしなかの幼稚園のほうが、面積が広いなというふうに今思ったので、十分なのかなとは思うのですけれども、ひがしなかの幼稚園に何度か行ったことがあって、園庭はそんなに広くない。走り回れるというスペースが少ない。だけれども、とても面白い園庭だなというふうにいつも思っています。

毎月お便りをもらうと、園庭でとれたものを使って何かをつくったとか、そういうことも書かれているので、できたらこの新しくなるところで、全く同じにつくるということは無理だと思うのですけれども、ただ広いだけの園庭ではなく、面白い、子どもたちが冒険できそうなものを、できたらつくってもらいたいなというふうに思います。

それから、聞いたところによると、3歳児の定員を増やすとか、それから給食室を今度つくるのですよね。そういう形で後々教室が足りないよということにならないでもらいたいなというのと、ハザードマップを確認してこなかったのですけれども、神田川があるではないですか。神田川の下に池ができたので、もう洪水のおそれはないとは思うのですけれども、100年に一度とか、何百年に一度とか、そういうときにどうなのかなというふうにちょっとだけ心配です。今の幼稚園が高台なので、その点は大丈夫だと思うのですけれども、今度は下に下がってしまうので、それはハザードマップのことも含めてご検討いただければなと思います。

可能であれば、例えば3階建てにして、上をホールにしていただくとか、それは今後のことになると思うのですけれども、万一のときに避難できるような場所というスペースも考えていただければいいのかなというふうに思います。

まだ先のことなので、今後注目しておきます。ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。関委員、お願いします。

**関委員**

かみさぎさんもひがしなかのさんも一緒に区幼研として、中野区幼稚園教育研究会、ご一緒によい教育を進めていこうと考えているところでございますので、そういう中で、み

んな幼稚園がそれぞれのよいところを発揮しながら、いい教育ができるといいなと思う中の今の状況だと思っております。

かみさぎさんが先にということですけれども、最終的に戻ってきて、今の場所にできるということになるわけですね。広さ的にはいかがなのでしょう。

**事務局（幼稚施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

土地が広くなるわけではありませんが、今の幼稚園の機能にプラスして、新たな機能を加えると、幼稚園としての必要な面積は大きくなりますので、これから設計するなかでどうなるかというところはあるのですけれども、今の敷地の中で園庭も確保して、新たな機能をどう盛り込むかというと、あそこは高さ制限が10メートルで、3階の建物は建てられる地域ですので、園庭を確保しつつ、新たな機能というところで、3階も視野に入れながら、建物も、園庭も両方確保できるような形の設計をしてまいりたいと今のところは考えてございます。

**関委員**

分かりました。ひがしなかのも大体同じような形ですか。

**事務局（幼稚施設整備担当課長、保育施設利用調整担当課長）**

ひがしなかのは、ついこの間、スケジュールが決まり、設計も何もこれからというところです。今のところより広くはなりますけれども、その中でやはり運動ができるといいでしょし、新たな機能が加わるということで、園舎そのものも大きくなっていくかと思いますので、あそこも恐らくまだ確認ができてはおりませんが、学校がそもそも建っていたところですので、少なくとも3階は建つ地域かなと思います。佐藤委員のお話もありましたように、上に建てるこどもできると思いますし、ひがしなかの幼稚園より下がったところに第2園庭はありますので、災害時の対応も視野に入れながら、安全な建物を建てていくというところで今後検討してまいります。

**関委員**

分かりました。私は私立幼稚園の代表としても来ておりますので、やっぱり近隣園のこともございますので、十分私立の幼稚園、大変な中におりますので、共存共栄ができるということを第一に守っていっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

**寺田会長**

ご意見ありがとうございました。

それでは、次に議題7、「学習支援事業の対象学年拡大について」、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（子育て支援課長）**

#### 《資料7について説明》

**寺田会長**

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。阿部委員、お願いします。

**阿部委員**

これから事業者を選定なさるということかなというふうに思いますが、拡充事業ということで、これまでの事業者が、どのような人が教えているのかということ。それと多くのこういった事業って、結構大学生のボランティアだと、小中学校のOB教員ですとかいうような方々がすごく多いことが多いと思うのですけれども、高校生の受験となると、多分その方たちでは対応できないと思いますので、事業者のほうも、これまでどおりのオペレーションでやるということを想定していると違う形になるのかなと思いますね。そこら辺で教師の資質といいますか、そこら辺についても、これから選定なさるときにご考慮いただければなと思いました。

まず、どのような方々が今教えているのか、教えていただきたいと思います。

**事務局（子育て支援課長）**

現在、こちらの学習支援事業につきましては、民間のほうに事業運営のほうを委託しているところでございまして、事業者のほうは、個別指導や学習塾などを全国的に展開している事業者というところになってございます。

実際指導している方につきましては、その事業者のほうで募集した、やはりそこは先生がおっしゃるとおり、教員OBの方ですとか、あとは学生の方ですとか、そういった方を事業者のほうで採用して、実施しているというところでございます。

**阿部委員**

ですので、やはりどのような高校生を対象にするというところかなというふうに思いますが、小中学校の場合は、本当に学力の低いお子さんが学校でついていけるようみたいなどころのレンジから、「中学受験したいんです」みたいなお子さんまでいらっしゃるというふうに思いまして、どちらかというと下のほうの学力のお子さんだと思うのですね。

ですが、高校生となると、その後、進学しなくてもいいわけですけれども、先ほどのその奨学金要件の中でのグレードアップをしなければいけないですとか、いわゆる受験のためにとなってくると、その対象ではなくなってくるはずなのですよね。上のほうの層になってくるわけで。

なので、そうすると、小中学校の授業をそのまま拡大するというのがいいかどうかというと、それはちょっと難しいところで、どれぐらいの学力で、どれぐらいの偏差値を目指しているようなお子さんたちを想定しているのかですとか、いろいろなレンジが来るのか、そうではないのかですとか、どの高校に行っているのかとか、かなり見極めが必要なのではないかなというふうに思いますし、場合によっては小中学生の部と高校生の部と切り分けたほうがいいのかなとも、ちょっと思ったりはしております。

開けてみないとどれが来るかまだ分からぬのですが、マッチングが非常に難しいかなと思いましたので、そこをご検討いただければと思います。

**寺田会長**

ありがとうございました。

それでは、議題8の沼袋地域における暫定的な乳幼児親子居場所事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（育成活動推進課長）**

《議題8について口頭報告》

**寺田会長**

ありがとうございました。ただいまの議題について、ご意見、ご質問などありますか。関委員、お願いします。

**関委員**

このことを私は知らなかったのですけれども、この活動センターとか、もとの、地域センターのような姿なのでしょうかね。これって、対象児はどのぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

**事務局（育成活動推進課長）**

乳幼児親子さん対象ですので、未就学児の方、対象といった形になります。

**関委員**

ということは、幼稚園にも保育園にも行っていないという意味でしょうかね、この時間というのは。そうではなくて。

**事務局（育成活動推進課長）**

主にやはりご利用いただいている層といたしましては、まだ保育園に通っていない0歳児の方が中心といった形で、または1歳児の方といった、結構、低年齢のお子さんが多いといったような状況です。

**関委員**

本当に、乳児がほとんどですね、そうすれば。

やっぱりこれだけの、広さ的にはどのぐらいこれはあるのですか。

**事務局（育成活動推進課長）**

沼袋区民活動センターのほうは、18畳の和室になります。

**関委員**

それが一つと。18畳ですか。

**事務局（育成活動推進課長）**

はい、一つになります。旧沼袋小学校のほうは、もともと、ここにも保育室がございましたので、その保育室のお部屋を1部屋ご用意しているといった形になります。

**関委員**

両方ともあるということですね。火・木と水・金と。

**事務局（育成活動推進課長）**

そうです。なので、沼袋地域では、時間の差はありますけれども、週4日開設しているといった形になります。

**関委員**

分かりました。今、では本当に、0歳の乳飲み子を連れた親子ということが多くなるのでしょうね。

**事務局（育成活動推進課長）**

そうですね。中にはご兄弟を連れてこられる方もいらっしゃいますけれども、基本的には0歳児、1歳児といったところが中心になろうかと思います。

**関委員**

分かりました。ありがとうございます。

**寺田会長**

ほかにはよろしいでしょうか。大隅委員、お願いします。

**大隅委員**

これ、「あそびのひろば」とあるのですけれども、いちごルームさんとは、同じようなことでしょうか。

#### 事務局（育成活動推進課長）

そのとおりでございます。中野区では、この子育てひろばは、18館の児童館で行っているところと、団体に委託をして行っている8か所ございまして、いちごルームもその団体に委託している1か所になります。

ただ、その子育てひろば常設、いちごルームさんの場合は週5日以上やっていただいておりますので、これですと、まだそこまでの日数ではないので、令和8年度からは常設の開設を目指して、今、事業者の募集を行っているところです。

#### 大隅委員

いちごルームさんのほうですけれども、私のほうが遊びをなりわいとしていますので、依頼がありまして、いろいろ思って、またいちごルームさんには、木育というので、そろえたおもちゃがあったのですね。その関係をしていたので、そのおもちゃの説明というのと、遊び方だとか、お母さんたちに向けての講座というので依頼があってやってみたのですけれど、皆さんが、スタッフさんがおっしゃるのも、なかなかそういう勉強ができないから、あっても全然使えないというようなこともあります。

こちらの沼袋と2か所でどういった方たちが中に入ってるのでしょうか。あるだけだと、全然お母さんたちもどうやってやるのか分からぬというような感じで、ただしゃべっているか、一つだけ見て遊んでいる。遊ぶというか、コミュニケーションのとり方だとか、いろいろスタッフさんもすごく考えていらっしゃるのですけれども、なかなかそこまで至らないのだよねというようなことを伺って、何度かご説明をさせていただきました。

#### 事務局（育成活動推進課長）

旧沼袋小学校のほうは、区の職員が、この曜日に出張してといいますか、そこまで行って、子育てひろばを開設しております。区の児童館の職員が行っております。

沼袋区民活動センターのほうは、7月から9月までの間は、子育て支援団体のほうに委託をしていたのですけれども、それ以上の委託が難しかったので、今は区の職員が場を設定して、そこを開設して、ご自由に遊んでいただくのですけれども、ボランティアで子育て支援団体の方に少しお声がけをさせていただいて、保護者の方へのお声がけですか、そういったところを対応いただくように、今お話をしているところです。

#### 大隅委員

なかなかボランティアの方たちも、そこまでは分からないというようなことを言われていまして、すごくスタッフさんも困っていらしたなという印象がありました。ぜひ、何かそういう勉強会を区のほうでやってくれる、助成でやってくれるといいのになというような声もちょっと聞いたことがあるので、そのあたりもお考えいただけたらと思います。ありがとうございました。

**事務局（育成活動推進課長）**

ありがとうございます。

**寺田会長**

ありがとうございます。

それでは、議題3の「その他」になりますけれども、事務局からよろしくお願ひします。

**事務局（子ども政策調整係）**

《情報提供及び次回日程について案内》

**寺田会長**

それでは、第6期第10回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。

皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後8時42分終了